第 15 回　民間規格等制改定プロセス評価委員会　議事要録

1. **開催日時**：令和 8 年 8 月 20 日（木）　14:00～16:00
2. **開催場所**：日本電気協会　B 会議室＋Web
3. **出席者**：(敬称略)

【委員長】　日髙〔東京電機大学〕
【委　員】　若月〔主婦連合会〕
香月〔山本委員代理：送配電網協議会〕
會津〔全日本電気工事業工業組合連合会〕
中嶋〔(一社) 日本電機工業会〕
東嶋〔科学ジャーナリスト〕
中村〔ひなた総合法律事務所〕
【委任状提出】奥田〔電気保安協会全国連絡会〕、首藤〔(株)社会安全研究所〕
【欠　席】　熊田〔東京大学〕
【オブザーバー】小見山〔経済産業省〕
【事務局】　原山、小林、永野〔(一社) 日本電気協会〕

4. **配付資料**：

資料　№1-1 民間規格等制改定プロセス評価委員会　委員名簿（令和 8 年 8 月 20 日現在）

資料　№1-2 競争法に係わるコンプラインアンス規程

資料　№1-3 第 14 回　民間規格等制改定プロセス評価委員会　議事要録

資料　№2　本日のプロセス評価委員会でご承認いただきたい全体評価書（案）の概要について

資料　№3-1 JESC E2005(2026)「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」に関する全体評価書（案）

資料　№3-2 JESC E2005(2026)「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」

資料　№4　電気設備の技術基準の解釈の改正及び民間規格との関連付けに関する要請（経済産業省への要請文書）　※JESC E2005(2026)

資料　№5-1 JESC E2020(2026)『耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法』に関する全体評価書（案）

資料　№5-2 JESC E2020(2026)『耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法』

資料　№6-1 JESC E6007(2026)「直接埋設式（砂巻き）による低圧地中電線の施設」に関する全体評価書（案）

資料　№6-2 JESC E6007(2026)「直接埋設式（砂巻き）による低圧地中電線の施設」

資料　№7　第 132 回日本電気技術規格委員会　議事要録（案）

資料　№8　電気設備の技術基準の解釈に関連付けられた JESC 規格の改定に関する報告案（経済産業省への報告文案）　※JESC E2020(2026)他 1 規格

注：「他 1 規格」は定期確認のためプロセス評価委員会の審議対象外

資料　№9　電気設備の技術基準の解釈の改正及び民間規格との関連付けに関する要請（経済産業省への要請文書）　※JESC E6007(2026)

資料　№10-1　国への要請案件の一部取り下げについて（JESC E2006）

資料　№10-2　国への要請の一部取り下げ文案（JESC E2006）

参考資料 1　第 131 回日本電気技術規格委員会　議事要録

参考資料 2　民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）

参考資料 3　日本電気技術規格委員会　規約等一式

参考資料 4　第 14 回　民間規格等制改定プロセス評価委員会　全体評価書(審議後・抜粋)

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者 9 名（委任状を含む。）であることが報告され、日本電気技術規格委員会規約で定める定足数 7 名（委員総数の 3 分の 2 以上）を満たすことから民間規格等制改定プロセス評価委員会（以下、「プロセス評価委員会」という。）の成立が確認された。

5-2. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省 小見山係長の参加報告があった。

5-3. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料について説明があった。その後、本日の議題が資料 No. 1-2 の競争法コンプライアンス規程第 4 条(禁止事項)にあたらないことが委員会で確認された。

5-4. 前回（第 14 回）委員会議事要録の報告

事務局より、資料№1-3 に基づき、第 14 回民間規格等制改定プロセス評価委員会の議事要録について、説明が行われた。

なお、委員会前に内容が確定され、議事要録として JESC ホームページに掲載したことも併せて報告した。

5-5. 全体評価書（案）の審議について（審議）

事務局より、資料№.2 から資料№.7 に基づき、全体評価書（案）等について説明があった。

審議の結果、以下の全体評価書（案）は、出席委員の全員賛成により承認された。

なお、全体評価書は、国へ提出する要請書に添付する。

○JESC E2005(2026)「低圧架空引込線と他物との離隔距離の特例」に関する全体評価書

○JESC E2020(2026)『耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法』に関する全体評価書

○JESC E6007(2026)「直接埋設式（砂巻き）による低圧地中電線の施設」に関する全体評価書

（質問 Q、回答 A、コメント C）

Q1：資料№.3-1、P1、「３．委員会の主な意見及び対応」の説明欄において、第 132 回 JESC での意見及び回答が多く記載されているが、結論としては、問題がないとの様である。今までにプロセス評価委員会で審議した資料と比較すると、かなり多い分量となっているが、何らかの問題があったという事ではないかどうかを確認したい。

A1：「３．委員会の主な意見及び対応」の説明欄は、資料№.7 の第 132 回 JESC 議事要録のうち、主な内容を記載している。今回は、規格の内容に何らかの問題があったのではなく、質問の数が多かったことにより分量が多くなっている。

質問は、規定内容の具体的な解釈を確認するものが多かった。例えば、新たに定義された「接触しない」という用語についての背景の確認や、規定内容が変更された箇所についての更なる説明を求めるもの等であった。

規格の中で新しい用語を使用する場合は、規格の利用者は新しい用語の意味が理解出来ないため、規格内に用語の定義を追加することになるが、この新しく追加された用語は、他の規格と関連する場合があるため、関連する規格を事前にチェックしているかどうかを確認する質問も複数あった。

なお、説明欄の元原稿となる第 132 回 JESC 議事要録は、A4 判で約 5 ページと非常に多いため、全ての文章を記載したのでは論点が分かりにくくなってしまう。しかし、質問の数を絞ってしまうと全体像が見えなくなってしまうことから、質問の数を省略せずに発言の趣旨に絞った記載とした。それでも、元となる質問の文章がとても長いため、説明欄のボリュームが多くなってしまった。

Q2：資料№.3-1、P1、「３．委員会の主な意見及び対応」の説明欄、（意見 6）に電線用手袋等の活用についての質問がある。質問内容について意見を述べる訳ではないが、その前の質問は、離隔距離に関するもので、低圧配線と弱電流配電線との物

理的な距離に関する内容であると理解している。一方で、電線用手袋等の活用についての質問が唐突に出てきた感じがするがどうか。

A2：質問は、大きく分けると「規格の中に記載されているもの」と「規格に記載されていないが規格に関連するもの」の 2 つとなる。(意見 6) の質問は、規格に記載されていないが規格に関連するものであり、実際に現場で電線用手袋等を活用するため、確認をしておきたかったという趣旨であると理解している。

Q3：規格等において、何か検討が必要であるということではないのか。

A3-1：その通り。

A3-2：多少補足すると、規格の中に電線用手袋等を適切に使用している場合は、離隔距離を緩和できるという特例の規定があるため、その規定について更に内容を確かめたいとの質問があった。離隔距離を緩和する規定となるため、事故が発生しないかどうかを確認する意図ではないかと考えている。

Q4：「３．委員会の主な意見及び対応」の説明欄には「(意見)」と書かれているが、(意見 6)は意見ではなく質問に該当するのではないか。意見とは、規格をこの様にしたら良いといった趣旨の内容ではないか。それに対して、規格は現行のままで良い等の回答をする。こういったやり取りが、まさに意見と回答であると考える。

A4：全体評価書には記載ルールがある。議事要録で「Q (質問)」「A (回答)」となっているものは、全体評価書では「(意見)」「(回答)」と記載される。また、議事要録の「C (コメント)」のうち対応が必要なものは、全体評価書では「(意見)」「(対応)」と記載される。なお、今回はコメントの内容が誤記修正や対応を必要としない軽微なものであったため、コメントの記載を省略した。

全体評価書では、質問も意見に相当するコメントも「(意見)」として同じ表記になるため、一見すると全ての内容が厳しく捉えられてしまうかも知れない。

Q5：過去に作成した全体評価書も同じ形式で記載されているのか。

A5：その通り。

Q6：全体評価書には、JESC で議論された全てのコメントを記載する。そして、記載されているものは、質問だけでなく、規格を修正した方が良いといった強い意見まで含まれると理解して良いか。

A6：その通り。「(意見)」と「(対応)」がセットで書かれている場合は強い意見、「(意見)」と「(回答)」がセットで書かれている場合は質問であると理解して良い。

C1：資料№3-1、JESC E2005 に関する JESC での議論に関する背景について補足説明する。JESC E2005 は、2005 年 9 月 29 日開催の第 37 回 JESC で承認され、経済産業省へ要請書を提出したが、現時点でも電技解釈に反映されていない。

その理由は、要請書は事前に相談した経済産業省だけでなく、総務省にも関連する内容であったためである。

総務省は、自治省と郵政省が統合した省庁である。以前は自治省と郵政省が別に存在しており、郵政省では手紙や切手の他に電波等も管轄していた。現在は自治省が通信の電波等を管轄している。通信の電波は、例えば携帯電話や固定電話の電波である。

電柱に架けられている線は、ほとんどが電力会社のものであるが、通信線も含まれている。但し、両方とも黒い線であるため、見分けは難しいかも知れないが、管轄する省庁は異なる。そのため、本規格で規定する電線と植物の離隔距離は、電力会社を管轄する経済産業省のみで決められず、通信を管轄する総務省も考慮する必要があることから、両省庁が一緒に考えて決めなければならなくなる。そういった事情があるため、要請書を提出したものの現時点でも電技解釈に反映されていない。

今回の JESC の審議は、事前に準備をしっかりと整えて臨んではいるものの、前回の要請の再チャレンジの様になるため、過去の経緯を踏まえて心配する質問等が多かった。

Q7：同じ様なことを考えるのでも担当の省庁が違うと、考え方が異なるのは不思議に感じる。

A7：省庁の事情もあるため、考え方が異なってしまう場合もある。

C2：大変な事情があることを理解した。

C3：基本的に弱電流は通信線だと考えれば良い。プロセス評価委員会ではあまり言わないかも知れないが、強電流は電力線、今回の場合で言えば配電線を指す。

余談になるが、総務省の会議において規定を議論した際、弱電流電線から見た場合は強電流電線が近くにあると影響を及ぼすため、一定の距離を空けるといった離隔距離に関する規定がある。一方、強電流側の経済産業省では、配電線が主体の場所の近くに弱電流線があると影響を及ぼすため、こちらでも離隔距離を決めている。すなわち、これらの省庁では別々の規定となっている。

そういった背景があるため、どちらかの省庁が決めても、もう一方の省庁が認めるかどうかという問題があることから、複数の省庁が関連するところの調整は難しい。この状況を踏まえ、JESC E2005 では、相手の事業者が認めた場合に離隔距離を緩和する特例が適用されるが、時には離隔距離の緩和が適用できない場合もあるといったことも記載されている。

JESC では、電力会社等の強電系の委員が多く、調整が難しい状況を理解しているため、離隔距離の緩和の特例を規定しても大丈夫であるかを確認する質問が多かった。今後離隔距離の規定は、経済産業省と総務省のどちらに近づけるのかという難しい問題がある。

Q8：総務省と経済産業省のどちら側から見ても、答えは１つで「安全を考える」になると思う。

A8：その通り。また、安全を考えるのと同時に、弱電流電線は通信線の場合だと通信が妨害されることがある。今は光ファイバーになったため、通信が妨害されることはないが、以前は通信線が銅線であったため、近くに大電流が流れる電線があると電磁誘導によって通話が妨害されてしまい、とても気を使っている。そのため、総務省と経済産業省でお互いに譲れないところがあり、今まで色々と議論してきて、ようやくまとまりそうなところまで来た。

ただ、離隔距離を大きくするのであれば何も問題は無いが、小さくするため過去の

経緯を考えて慎重になっている方もいる。離隔距離を大きくするには、今よりも更にスペースを取らなければならなくなる。特に都心部の場合は場所が限られるため、配電線や通信線をまとめて中央に置いてコンパクトにしたいが、離隔距離を大きくすると立体的に広がってしまいスペースを取る。そういう事情があるため、なるべくコンパクトにしたいものの、利用者が納得できる離隔距離がどこにあるかを探っているというところである。

Q9：既にリスト化されている規格は、最終的に国へ報告書を提出すれば良いとのことである。先ほどの説明では、今回変更となった内容が既に JESC ホームページに掲載されていると聞こえたが、正しいか。

A9：資料№2、P16 の JESC E2020 を例に説明する。現在 JESC ホームページに掲載している表は、左から 2 列目の規格番号欄の年号を 2016 としている。具体的には、JESC E2020(2016)として掲載している。この箇所について、国へ報告書を提出した後に、規格番号の年号を 2026 に更新し、JESC E2020(2026)として掲載する。なお、表の下の「※」には、規格番号の年号を更新する旨の注釈を記載している。

Q10：JESC ホームページが更新されたのは、ホームページのどこかに記載されるのか。それとも記載されないのか。

A10-1：電技解釈の前文において、「民間規格評価機関が承認した規格については、当該民間規格評価機関がホームページに掲載するリストを参照すること。」との記載がある。そのため、ユーザーの方は JESC ホームページを参照することになるが、トップページには更新や更新日についての記載はない。

A10-2：国の基準への引用規格のリストを更新したことについて、JESC ホームページで知らせた方が良いと考える。また、JESC ホームページにおいて、国へ要請書を提出し、その後国の基準に取り入れられたという情報が十分ではなかったため、見直しを行いたい。

A10-3：ユーザーに知らせる 1 つの方法としては、JESC ホームページのトップページにある「お知らせ」欄に、更新日と国への報告書を提出した旨と概要を掲載することが考えられる。但し、スペースが限られているため、報告書の対象規格が多い場合は概要を掲載するのは難しいと思う。

A10-4：ホームページであるため、ユーザーに知らせる方法はいくつもあると考える。例えば、トップページの「お知らせ」に概要を書いておき、クリックしたリンク先において表を使って変更内容をイメージ的に表示するなども可能である。

C4：JESC ホームページは、頻繁に閲覧をしている方ばかりではない。以前ホームページを見た際、例えば「国の基準への引用規格など」のページのリスト A において、引用規格の年号が 2016 であったため、2016 年版が適用されると思っていたが、いつの間にか引用規格の年号が 2026 に変更され、2026 年版が適用されることに変わっていたこともあり得る。JESC E2020 の場合は、2016 年版が 2026 年版に変更されてもほとんど内容は同じであるため、実害はないかも知れないが、実害はなくても引用規格の年号が変更されたことをユーザーに知らせた方が親切であると考える。外部に情報を公開するまでがプロセスであるため、JESC ホームページ

を工夫し、閲覧者に情報が伝わる様にして欲しい。

5-6. 国への要請案及び報告案について（審議）

事務局より、資料№8 及び資料№9 に基づき、国への要請案及び報告案について説明があった。

審議の結果、出席委員の全員賛成により承認された。

なお、要請書及び報告書には、今回承認された全体評価書を添付して国へ提出する。

（質問 Q、回答 A）

Q1：配付資料の順番について確認したい。今までは審議案件に関係する全体評価書等の次に要請書があったと思うが、今回は資料番号が飛んでいるものがある。配付資料の順番には決まりがあるのか。

具体的には、最初の審議案件は、資料№3-1～3-2 が全体報告書等、資料№4 が要請書となっている。2 番目の審議案件は、資料№5-1～5-2 が全体報告書等であるが、それに対応する報告書は資料№6 とはならずに、資料№8 となっている。3 番目の審議案件は、資料№6-1～6-2 が全体報告書等であるが、それに対応する要請書は資料№7 とはならずに、資料№9 となっている。今までは要請書や報告書をまとめて資料番号を付番していたのかを確認したい。

A1-1：配付資料の順番についての決まりはない。今までは、プロセス評価委員会で審議されたものは、JESC の審議件数で考えると 1 件であったため、毎回全体評価書等の次が要請書となっていた。

今回は、JESC の審議件数で考えると 2 件となるため、JESC の審議案件毎にまとめた結果、部分的に従来通りの順番通りにならなくなっている。

具体的には、JESC の審議案件の 1 件目に相当する JESC E2005 は、資料№3-1～3-2 が全体報告書等、資料№4 が要請書となっている。JESC 審議案件の 2 件目に相当するのが JESC E2020 と JESC E6007 の 2 規格であるため、資料№5-1～5-2 が JESC E2020 の全体報告書等、資料№6-1～6-2 が JESC E6007 の全体報告書等として、最初の 2 件分の全体評価書をまとめた。その次に、資料№8 が JESC E2020 の報告書、資料№9 が JESC E6007 の要請書とし、要請書関係を 2 件まとめた順番とした。

A1-2：今の質問を受け、審議案件毎に全体報告書等と要請書を 1 セットにするのが分かり易く基本になると考えたため、次回以降の資料は基本的に全体評価書等の次に要請書の順番とする。但し、審議件数が多く、必ずしも全体評価書等の次に要請書の順番にならない場合は、その都度工夫したい。

A1-3：先程の説明に補足する。配付資料欄の資料№8 報告書のタイトルにおいて、『「他 1 規格」は定期確認のためプロセス評価委員会の審議対象外』と記載したが、この記載のみではプロセス評価委員会の審議では分かりにくいと感じた。そのため、直近に開催する 8 月 28 日の第 133 回 JESC では、報告書の対象となる審議案件について、今回の様にプロセス評価委員会で審議するものと審議しないものをまとめ

て 1 つにするのではなく、それぞれを別々に作成している。次回からは、もう少しシンプルな形になるように努力していく。

5-7. 国へ要請した案件の一部取り下げについて（報告）

事務局より、資料№10-1 及び資料№10-2 に基づき、国へ要請した案件の一部取り下げについて報告があった。

主な内容は、以下の通り。

- 令和 3 年 7 月 20 日付で経済産業省へ提出した日電規委 2021 第 0009 号「電気設備の技術基準の解釈の改正及び JESC 規格との関連付けに関する要請」のうち、現時点でも『JESC E2006(2021)「低高圧架空引込線と植物との離隔距離」』のみが電技解釈と関連付けられていない。
- JESC E2006(2021)が電技解釈と関連付けられていないのは、規格の内容が既に電技解釈に記載されているためと考えられる。
- そのため、日電規委 2021 第 0009 号「電気設備の技術基準の解釈の改正及び JESC 規格との関連付けに関する要請」のうち、JESC E2006(2021)のみを一旦取り下げる。

（質問 Q、回答 A）

Q1：国へ要請書を提出した後は、経済産業省から国の基準へ取り入れるかどうかの回答が JESC 事務局に届かないのか。もし届かない場合は、JESC 事務局が国の基準を確認し、状況を確認することになるのか。

A1：その時にもよるが、経済産業省から国の基準へ取り入れるかどうかの回答がない場合は、電技解釈の改正状況を見ながら確認している状況である。
なお、今まで国へ提出した要請書は、翌年か遅くとも 2 年後には国の基準に取り入られている。しかし、本件は、国へ要請書を提出したのが令和 3 年 7 月 20 日で長期間が経過しているため、一旦状況を整理することとなった。提案元である配電専門部会に要請当時の状況や意向について確認してから、JESC 委員長に報告と相談を行った結果、要請書の取り入れられていない部分について一旦取り下げることとなった。

Q2：資料№10-1、資料において「電技解釈が改正されていないのは、規格の内容が電技解釈に既に記載されているためと考えられる」、「配電専門部会でのさらなる検討を待つ」とある。さらなる検討を待つとは、具体的にはどういうことか。

A2：P19～P23 に記載の通り、電技解釈と JESC E2006 の規定内容を比較した結果、文章表現や項立て等が一部異なるものの、内容は同等と考えられた。現状では内容は同等だが、JESC E2006 が改定されて電技解釈と内容が同等でなくなった場合は、配電専門部会で国へ要請を行うかどうかを検討し、要請が必要との結論となれば再度 JESC 及びプロセス評価委員会で審議した後に、国へ要請書を提出することとなる。要請が必要ではないとの結論となれば、要請書を一部取り下げたままになる

ということを意味している。

Q3：国へ提出した要請書の JESC E2006(2021)は、若干表現は異なるものの電技解釈に内容が入っていることを確認したため、要請書の一部を一旦取り下げる。将来的に配電専門部会から JESC へ依頼があった場合は、改めて審議を行うという理解で良いか。

A3：その通り。本件はリスト化の要請であり、リスト化の制度が始まった時期に審議した案件である。リスト化の制度が始まったばかりであるため、なるべく適用対象を広げて国へ要請を行うことになったのではないかと思われる。

JESC E2006 と電技解釈を比較すると、文章表現や項立て等が一部異なっているものの、内容は同等であるため、規格を改定する時があればリスト化の要請を行うということである。配電専門部会から JESC に依頼が行われるまでの間は、一旦要請書を取り下げてきれいな形にした上で、新たに行うのが良いということである。

本件は、本日の「5-5. 全体評価書（案）の審議について」で審議した案件と同様に、離隔距離に関係する規格であるため通信が関係してくる。先程の審議で説明したが、広い範囲に関係者が存在することになる。関係者も一緒に試験を行った上で、現場あるいは配電専門部会で検討した後に、必要があれば JESC に依頼が来ると考えている。

6. その他

事務局より、次回プロセス評価委員会の開催は、10 月 28 日（水）14:00 から開催する予定であるとの説明があった。

以　上